

業務仕様書

1 業務名

令和8年度 藻岩山散策路及び山上軌道停留所跡地維持管理等業務

2 業務目的

藻岩山山麓には、ロープウェイ乗り場から札幌市水道記念館にかけ、子供から大人まで、誰もが気軽に散策できる全長約180mに及ぶ散策路がある。また、藻岩山登山道には山上軌道停留所跡地があり、本業務は、これらを利用する観光客等が快適に利用してもらうべく、清掃及び草刈、点検等の管理を行うものである。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和8年11月15日(日)まで

4 業務内容

以下のとおりであるが、利用者に対するおもてなしの心を常に意識しながら業務を遂行すること。なお、遅くとも令和8年4月11日までは業務を開始すること。

(1) 散策路の点検及び清掃等

ア 毎月1回、通路上を点検し、通路を遮る支障物を取り除くこと。なお、枯れ葉については、通路石階段部分のみ除去(ブロー—送風機による除去を想定)することとする。

イ 支障となる枝葉の伐採

通路周辺の木々の成長過程において、散策上支障をきたす枝葉については、最小限の範囲で伐採することとする。

ウ 危険木等処理

① ア及びイでは処理が出来ない位置にあり重機等の使用が困難な場所については、ツリークライミングによる特殊剪定・伐採を行うこと。

② ツリークライミングによる特殊剪定・伐採従事者は、ツリークライミング、ロープワークに関する講習を修了し、かつ20m以上の樹木の特殊剪定及び伐採の実務経験を有するものとし、うち1名以上は受託事業者の正職員とする。

エ その他

① 強風や大雨による倒木等の通常の清掃で対応できない事象が生じた場合は、札幌市の担当課へ報告し、対応を協議すること。

② 点検及び清掃等の作業状況は、毎月月報として報告すること。

③ その他業務内容に疑義が生じた場合は担当課と事前協議のうえ実施すること。

オ 業務エリア

散策路距離:約180m

散策路幅 :約3m(ウッドチップ通路幅1m及びその両側各1m)

エリア図及び写真 :



散策路入口(ロープウェイ駅側)



散策路出口(水道記念館側)



(2) 散策路入口手前及び藻岩山山上軌道停留所跡地の草刈

ア 散策路入口手前及び藻岩山山上軌道停留所跡地において、草刈を年1回(原則として7月)行うこと。なお、業務内で刈った草類は、散策路入口手前については回収することとし、藻岩山山上軌道停留所跡地においては、観光客の支障にならないよう現地に散布すること。

イ 草刈が完了した場合は、現場の写真(作業前、作業後)を撮影し、業務報告の際に提出すること。

ウ 業務エリア

①散策路入口手前

散策路180mのうち散策路入口手前の35m、幅員約3m

②札幌市南区藻岩山山上軌道停留所跡地

134.75平方メートル

エ 注意事項(②及び③については、藻岩山山上軌道停留所跡地に関すること)

① 業務実施に当たっては、散策路の利用者、現地の登山客及び作業員の安全が保たれるよう、「草刈り作業中につき注意」の旨を示した看板を設置したり、作業中の入場を制限したりするなど、受託者が十分に配慮し、事故等が発生した場合は、受託者の責任において対応すること。

② 現地は、委託者である札幌市が占有者で、所有者である国(北海道森林管理局)の許可を得て業務を実施する必要があるため、業務実施日については、約1か月前を目処に委託者に事前協議し、国の許可を得た後に作業を行うこと。

③ 現地には、軌道停留所跡の石材やプレートなどがあるため、業務実施に当たって、破損等しないよう注意するとともに、万一破損があった場合は、受託者が責任を負うこと。

(3) 緊急時対応

近隣等でヒグマの痕跡が発見された場合等の緊急時対応については、事前に担当職員と協議のうえ決定し、決定事項に従い散策路入口及び散策路出口にそれぞれ注意看板の設置や既設看板内容更新、散策路入口の施錠等の措置をとること。

これについて年3回程度の対応を想定しているが、その数量の発注を保証するものではない。

5 支払いについて

(1) 4(3)緊急時対応についてのみ、1回あたりの単価契約とし、支払いは実績回数に応じて変動するものとする。

(2) 消費税法及び地方税法に基づき、課税業者については、単価に消費税及び地方消費

税額を含むものとする。

(3) 前項の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

6 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

(3) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

ア ごみ分別の徹底を図ること。

イ 廃棄物の適正処理に努めること。

ウ 剪定した枝葉、作業中に生じた木屑及びゴミ等は、受託者の責任と負担において適正に処分すること。

7 連絡先(担当)

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課(市役所本庁15階北側)

担当:及川 電話:011-211-2376 Mail:kanko@city.sapporo.jp